

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る電気料金値引き適用規約

株式会社なんとエナジー

この規約は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る電気料金値引きの取扱いを定めるものです。

1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

低圧：2024年2月使用分（2月検針分）から2024年6月使用分（6月検針分）まで

高圧：2024年2月使用分から2024年6月使用分

3. 値引き単価（国が定める単価）

各月の燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行ないます。

〈低圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

	〈今回継続内容〉	〈今回継続内容〉
2023年10月検針日から 2024年1月検針日の前日 までのご使用分	2024年1月検針日から 5月検針日の前日までの ご使用分	2024年5月検針日から 6月検針日の前日までの ご使用分
3.50円/kWh	3.50円/kWh	1.80円/kWh

〈高圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

	〈今回継続内容〉	〈今回継続内容〉
2023年11月1日から 2024年1月31日までの ご使用分	2024年2月1日から5月 31日までのご使用分	2024年6月1日から6月 30日までのご使用分
1.80円/kWh	1.80円/kWh	0.90円/kWh

以上

2023年12月26日制定